

投資情報

貿易信用調査制度の改訂

2016年1月14日付で、外貨管理局が「貿易信用調査制度」(滙発[2016]1号)の改訂を公布しました。

貿易信用調査制度とは、中国当局による国際収支の実態の把握、外貨準備や国際投資などの判断に資するための統計制度で、輸出入取引に伴う債権債務の発生情報を収集し、その発生量・発生時期・通貨種類の配分などを調査・統計・分析するための制度です。貿易信用調査制度は2004年にスタートしたもので、調査対象となる企業(対外貿易経営者)は、輸出入取引に関連する貿易信用債権債務の発生や回収の情報を、定められた期間内に外貨管理局の調査項目に応じて申告する義務があります。

ここでは、情報の提供者である企業側の視点から、貿易信用調査制度への対応に重要なポイントをQ&A形式で整理します。

Q1 改訂のポイントは何でしょうか？

A1 今回の改訂は、国内外の経済状況の変化に合わせて、統計のより精度向上を図りつつ、情報を提供する企業と情報を集約する外貨管理局の双方の負担軽減を目的として行われたもので、主に調査指標・調査頻度・調査対象の領域が見直されました。具体的に、①調査指標が簡素化され、従来の企業信用と銀行信用との区分や、長期短期の区分がなくなりました。②調査頻度は、従来の四半期ごとから月次に変更されたことで、月次調査と年次調査の組み合わせとなりました。③調査対象において、重要性の観点から基本的に一定規模以上の企業を対象にすることとなりました。また、調査対象となる企業の数量は今までの通りですが、大部分の企業は年次調査の対象となり、月次調査の対象となる企業は少ないとされています。

Q2 外商投資企業でも貿易信用調査制度に応じる義務がありますか？応じない場合は何らかの罰則はありますか？

A2 国外(香港・マカオ・台湾を含む)企業等との間で、貨物の輸出入貿易を行う企業が貿易信用調査制度の調査対象となります。よって、外商投資企業でも、貨物の輸出入取引を行うことがあれば、貿易信用調査制度に応じる義務があるとされています。

調査対象とされたにもかかわらず貿易信用債権債務の情報を申告しない企業に対し、外貨管理局は、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき30万元以下の罰金を課すことができます。

Q3 企業にはどのような対応が求められているのでしょうか？

A3 調査対象は全企業ではなく、外貨管理局により指定された一定規模を有する、輸出入取引を行う重点企業のみです。

年初に調査対象企業リストが外貨管理局より公表されます。企業は、自社が調査対象となっているか、調査対象となっている場合には併せて、月次調査対象か年次調査対象かを把握します。調査対象となっているのが月次調査か年次調査かにより、申告回数・申告期限・申告範囲が異なります。

調査対象となった企業は、定められた報告期限内に、外貨管理局の貿易信用債権債務調査システム (<http://asone.safesvc.gov.cn/asone/>) にアクセスし、関連情報を入力する必要があります。

また、月次調査対象となった企業は、毎月 15 日(15 日が営業日でない場合、翌営業日)までに、前月における貿易信用債権債務の発生や回収を、年次調査対象となった企業は 2 月末までに前年度における貿易信用債権債務の発生や回収を報告しなければなりません。

Q4 企業は貿易信用調査制度に応じる際、どのような情報を申告すべきでしょうか？

A4 貿易信用調査制度に応じる際、「調査対象企業基本情報表」と、「輸出重点企業貿易信用申告表」または「輸入重点企業貿易信用申告表」といった調査表に従い、関連情報を申告する必要があります。

① 「調査対象企業基本情報表」においては、企業名称、組織機構コード、所属外貨管理局コード、税関コード、会社住所、主要貿易方式、主要経営商品、主要輸出(入)国および地区、企業連絡人や電話番号等情報を提示します。

② 「輸出(入)重点企業貿易信用申告表」において、当期¹輸出(入)総額、当期受取った(支払った)輸出(入)関連取引の金額、期末帳簿上輸出(入)関連取引の売掛金・前掛金の残高、期末帳簿上輸出(入)関連取引の前受金・前払金の残高、輸出(入)関連の取引の売掛金・前掛金の平均回転期間等の情報を提示します。

Q5 対象の貨物輸出入取引は何でしょうか？

A5 中国大陸の企業と国外(香港・マカオ・台湾を含む)輸出入企業等との間で、貨物の所有権の移転を目的とする取引は調査対象の貨物輸出入取引となります。

ご留意頂きたいのは、貨物の所有権の移転を伴った取引においては、たとえば加工貿易の形態の一つである来料加工のような取引で、外国企業が無償で原材料を提供し、その後組立後の製品を引き取ることで、原材料の所有権は中国加工企業に移転されませんので、貿易信用調査制度の対象取引となりません。しかし、中継貿易のような、中国の企業は外国から商品を仕入れて直接第三国に販売した取引では、貨物が中国の税関を通過していないものの、貨物の所有権は中国の企業から第三国の企業に移転されて

¹ 月次調査なら、当月を指しますが、年次調査なら、当年度を意味します。

おり、貿易信用調査制度の対象取引となります。

Q6 いつからのスタートでしょうか？

A6 今回の公布によると、改訂後の貿易信用調査制度は 2016 年 8 月 1 日から施行され、対象企業は 2016 年 7 月以降の情報を報告する必要があります。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited